

審査基準整理票

処 分 名	大津市立公民館の使用許可		
根拠法令名	大津市立公民館の設置及び管理に関する条例 (昭和42年条例第39号)	(条項) 第4条第1項	
基準法令名	大津市立公民館の設置及び管理に関する条例 (昭和42年条例第39号)	(条項) 第5条第2項	
所管部署	教育委員会事務局 生涯学習課 公民館・社会教育グループ 大津公民館においては、指定管理者		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 大津市立公民館使用許可に関する取扱基準 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</p> <p>[施設の使用許可基準]</p> <p>施設の使用許可は、大津市立公民館の設置及び管理に関する条例第5条第2項各号に掲げる事由に該当しないことを基準とする。</p> <p>なお、同条例第5条第2項第5号に規定する「その他公民館の管理上支障があると認められるとき。」は、大津市立公民館使用許可に関する取扱基準の「その他使用許可しない場合」に定めるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 市、公民館、地域主催事業を実施するとき。 月5回以上使用する場合(公民館の使用が特定の団体に偏らないようにし、できるだけ多くの利用者団体や自主学習グループが公民館を使用できるよう、使用回数は、原則週1回1日の午前・午後・夜間のいずれか1区分又は時間使用の場合は連続する4時間を1回とし、月4回まで使用できるものとする) 誕生日会、結婚式、披露宴、葬式等、個人が会議室等を使用するとき。 飲食を主目的としたり、飲酒を伴う会合を行うとき。 保護者又は成人の同伴が伴わない小学生、中学生及び高校生のみが使用するとき。 清掃、煙霧消毒及び建物の改修工事等のため、一般の使用に供することが困難と認められるとき。 火の使用を認められている室以外の室において、火の使用を伴う事業を行うとき。 音、におい、振動等により他の利用者に著しい支障をきたす恐れがあるとき。 その他、上記以外で公民館長が管理上の支障があると認めたとき。 			

参 考

[根拠法令]

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例

第4条 別表に掲げる公民館(第2条第2項に規定する分館を含む。以下同じ。)の会議室等(以下「公民館の会議室等」という。)を使用しようとする者は、教育委員会(大津市立大津公民館(以下「大津公民館」という。))については、第10条の規定に基づきその管理を行う者(以下「指定管理者」という。)。次条及び第6条において同じ。)に申請し、使用の許可を受けなければならない。

[基準法令]

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例

第5条

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の会議室等の使用を許可しない。

- (1) 法第23条の規定に抵触するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) その他公民館の管理上支障があると認められるとき。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。